加管発第51号

令和６年４月１５日

加須市発注工事受注者　様

加須市管理契約課長

前払金の使途拡大について（お知らせ）

このことについて、国及び埼玉県の令和６年度発注工事の前払金の使途拡大に準じ、令和６年度においても、加須市発注工事について、下記のとおり前払金の使途拡大を行うこととしましたのでお知らせします。

記

１　前払金を利用できる費用の拡大

加須市建設工事標準請負契約約款第３６条に定める、契約書に記載された前払金を充当できる費用に、「現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」を加え、その上限を前払金額の１００分の２５といたします。

２　適用できる契約

平成２８年４月１日以降、新たに請負契約を締結した工事

３　適用できる費用

平成２８年４月１日から令和７年３月３１日までに新規請負契約を締結する工事の前払金で、令和７年３月３１日までに払出しが行われるものに利用することができます。

※前払金の使途や払出手続については、前払金保証を受ける各保証事業会社にお問い合わせください。

【問合せ】

加須市総合政策部管理契約課

電話：0480-62-1111

（内線394）